東京銀座貳丁目守田宝丹沽板所
愛善社印行

小器 六分 錫入 定價金拾錢
中器 壹匁三分 錫入 定價金貳拾錢
大器 貳匁 錫入 定價金三拾錢

正味秤量

癸未第一月定價改正

起死回生 寶丹

緒言　明治十六年歳次癸未第一月　為 寶丹樓主人囑 友人半顆閒書

一抑此寶丹ヲ創メテ拙家ニ發行セシハ今ヲ去ルヿ十有八年載チ文久二年壬戌八月ナリ此際ヤ我カ全州各地ニ於テ偶麻疹及ヒ吐瀉大ヒニ行ハル為ニ鬼籍ニ就ク者頗ル多シ幸ヒニシテ當時發行スル寶丹ノ如キハ能ク其吐瀉ヲ治スルニ實効アルヲ以テ其際一時世ニ聲譽ヲ得タリ然シテ亦此寶丹ノ効用啻ニ其吐瀉ヲ治スルニ止マルノミニアラス或ハ中暑。霍亂。胸腹煩悶。一切氣絶。中毒。感冒。眩暈。齒痛。船車酒害。下痢。瘧疾等ノ諸症ニ亦能ク奇驗ヲ奏スルヲ以テ追次漸ク大江湖ニ行布シ既ニ去ル明治十年丁丑西南地方變擾ノ際辱クモ警視本廳ヨリ軍旅ノ用藥トシテ寶丹若干貼ノ進調ヲ命セラル實ニ拙家ノ光榮喜荷冢モ之ニ過サル所ナリ今又試ミニ去年（即明治十一年戊寅）中ノ計算ニ因レハ目下全國ノ人口三千五百万ニシテ其平均十六人中寶丹ノ壹小器ヲ賣附スルニ當ルヲ以テ聊カ寶丹ノ實効アルヲ證スルニ足ル按ズルニ今ヤ開明ノ聖世ニ遇シ衛生ノ道日ニ進ミ到ル所病院ノ設ケ國手ノ備ヘアラザルハナシ真ニ衆庶ノ幸福ト云フベシ然リト雖モ恐ラクハ若シ邊土ノ人民ニ於テハ論ナク縱ヘ都會ノ人ト雖モ深夜卒然急症ヲ發スルニ際シ直チニ之ヲ防クノ藥劑有ザレバ或ハ醫療ヲ求メシニモ其機ヲ失シ貴重ノ生命ヲ忽棄スルコトナキニアラズ故ニ攝生ノ君子宜ク常ニ此寶丹ノ如キヲ備貯シ玉ヒ若シ人アリテ其危險ノ證ニ罹ラハ速ニ之ヲ施シ以テ一時ノ急迫ヲ救ヒ然シテ後病院ニ托シ或ハ良醫ニ仰キ的實ノ治療ヲ受シメバ必スシモ其天壽ヲ全フスルコトヲ得セシムベシ冀クハ大方ノ君子コレヲ賛語ニ附セラレズ幸ニ顧省ヲ賜ハラハ真ニ感銘ノ至リニ堪ヘザル也

明治十二年龍集己卯七月上浣　貞松堂　九世　守田治兵衛祐孝謹白

此藥夏月ハ滋潤ヲ生シ其嵩ヲ減シ冬月ハ薄荷ノ精氣ニテ剤上ニ花氷ヲ結ヒ或ハ調劑ノ天時ニヨリ其形色ヲ變スルコトアレドモ効能ニ異別アルヿナシ尤年月ヲ歴テ潤澤ヲ失ヒ灰砂ノ如クナルハ藥ガ自然少ナカルベシ

一凡人氣脫常ならず大便なんと欲し[illegible]寶丹を服して霍亂吐瀉を救ふ事
發ることあり寶は忽ちなるべし此の如き容體あらば早く此寶丹の量二三分
と冷水にて服し身體風にあたらぬやう暖に臥しおだやかに心氣を安んずべし猶頻りに
大に瀉らんとする氣味あらば再び二三分を服すべし猶その後も暖に臥して[illegible]
足の面部とも漸々温氣を生じ後々全身悉く汗を發し後小便の利することあるべし
そのおもく汗發し小便の通利を得れば是その病ひ治する徴あり然れども吐瀉
最も危急の變症となるときは[illegible]一時宝丹を用ひてこれを救ふことを得べしといへ
ども其地に病院良醫の設けあらば速にこれに托し宜しく的實の療用を
施し玉はんこと尤緊要と云ふべし
○吐瀉の最も劇しく一時に吐瀉して二三度も遁ざるうち忽ち頭面手足ともに厥冷し
脈氣絶へなんとするあり然れども[illegible]胸中温みあるものは早く此藥一度に四五分を冷水
にて口中より入れ[illegible]あれば腰のあたり漸く暖むべし藥氣
の腹内に充るときは漸々身體に温を生じ終に其危急を救ふこと宝丹の大効なるべし
○霍亂または中毒または吐瀉あるものゝ別て腹痛つよきこれも前の用ひかたにて奇効を得べし

官許本家賣弘所　東京池之端仲町貳拾七番所有地　守田治兵衛製

水部嘉平刻

MORITA'S HŌTAN.

起死回生 寶丹

一文久二年始メテ是ヲ製スル所ナリ近來もちひる世上に[illegible]良劑也その効く口中とましむかへ一常に懐中し四時に行ひ氣をまらし百毒を解を[illegible]其[illegible]臨んで之を服せバ必ずその身を[illegible]健全無病の大幸を得ることあらん[illegible]

癸未第一月良辰改版

官許本家　東京池之端仲町貳拾七番所有地　守田治兵衛

MORITA JIHEI
No. 27, Nakacho, Ikenohata Tokio, JAPAN.

明治十三年從　[illegible]

明治四年辛未二月二十二日　大學東校免許　後文部内務両省之許可ヲ家ニ[illegible]世上ニ弘ル所也

近來諸国近傍の地にて[illegible]偽造の名[illegible]仲町[illegible]二十七番地の[illegible]

定價金拾錢